

## 那覇市観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、那覇市観光協会ホームページ（以下「協会HP」という。）に掲載する広告バナーの取り扱いについて必要な事項を定める。

### (広告の規格)

第2条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 94 ピクセル×横 468 ピクセル
- (2) 枠線太さ 2 ピクセル以内
- (3) 形式 GIF・JPEG・PNG 形式（アニメーション不可）
- (4) 容量 50 キロバイト以下

### (広告掲載位置及び枠数)

第3条 本要領に規定する広告の掲載位置は、協会HPのトップページ画面の下部とし、広告枠数は 12 以内を基準とする。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、協会会員は月額 5,000 円、非会員は月額 10,000 円とする。

- 2 協会会員が広告掲載期間を 1 年として申し込む場合は、広告掲載料を 50,000 円とする。

### (広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、4 か月以上 1 年以内を原則とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、申込書記載の期間に基づき事務局が調整して定める。

### (広告の掲載申込及び決定)

第6条 協会HPに広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、様式第1号に必要な事項を記入し、必要な資料を添えて申し込むものとする。

- 2 事務局は、前項の規定による申し込みがあったときは内容を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

### (広告掲載の決定)

第7条 事務局は、次の基準により広告掲載を決定するものとする。

- (1) 協会会員の優先

- (2) 自治体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの優先
- (3) 市内事業所の優先
- (4) 掲載希望月数の多いものの優先
- (5) 公序良俗に反する内容と認められるものの排除
- (6) 暴力団その他反社会的勢力に属するものと認められるものの排除

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、事務局が指定する期日までに、当該広告に係る掲載料を一括して納入すること。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、バナーに関する原稿を協会が指定する方法により提出すること。

2 広告原稿の制作は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 事務局は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消し、又は中止する。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容その他により協会HP広告への掲載が不相当であると認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己都合により協会HP広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、速やかに事務局に申し出なければならない。
- 3 広告掲載の取り下げを行ったときは、納入済広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告の掲載決定後、掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載の取り消しを行ったときは、納入済広告掲載料を広告主に全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載の取り消しを行ったときは、当該月以降の納入済広告掲載料を広告主に返還する。
- 3 月の途中で広告掲載の取り消しを行ったときにおける前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、日割りとして円未満は切り捨てるものとする。

- 4 広告期間内に、協会都合による協会HP運営の一時停止は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止期間が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、協会HPに掲載された広告内容のほか、第三者の権利侵害、広告に関する損害賠償等々に関して一切の責任を負うものとする。

(事務局)

第14条 本要領に関する手続きについては、那覇市観光協会が事務局を担う。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

